



「風評被害で」「輸出が減って」
困っているのを助けてほしい
年末にかけて
海産物の
電話勧誘に注意！



■ 水産事業者への支援を騙った勧誘電話

昨今、水産関係事業の減収に関する報道が多くなされています。悪質な業者が「風評被害で困っている。」「輸出が減り、売り上げが落ちている。」などと、支援を求める事業者のふりをして電話をしてくるかもしれません。

【これまでの類似事例】

1. 海産物の勧誘電話がかかってきた。必要ないので購入しないと伝えたが、「通常2万円のところ1万円になる」と言い、「ありがとうございます」と一方的に電話を切られた。
2. 「コロナ禍で収入が減り困っている」と電話があった。「カニもたくさん入っているし、サービスする。」と言われ、**支援するつもりで購入した**。代引配達で商品が届き受け取ると、カニは入っておらず、他の海産物も**全く値段に見合わないものだった**。

■ 対処法

- 事業者からの電話勧誘で契約をした場合は、クーリング・オフの対象になります。
- 注文した覚えのない商品が一方的に届いても受け取らない。
- 水産事業者を支援をしたい場合は、電話勧誘を受けるのではなく、しっかりと産地や生産者を確認できる店舗販売や通信販売、ふるさと納税などを活用しましょう。
- トラブルになったときは消費生活センター等に相談しましょう。

「電池交換しましょうか？」

火災警報器

点検・交換の

訪問販売に注意！



■ トラブル事例

大阪の公営住宅を舞台に、「電池交換」を装った訪問販売が報告されています。数名のグループで高齢者宅を次々に訪問して、中古の電池に交換することで荒稼ぎするという手口です。

■ 火災警報器の点検・交換は大切！

住宅用火災警報器は消防法でその設置が義務付けられています。過去5年間に神戸市内で発生した住宅火災におけるデータによると、住宅用火災警報器を設置した場合、火災による死者発生率は約4割、焼損面積と損害額は約7割減少しました。

機器を安心・安全に使用するには、定期的な点検・交換が必要です。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化などで正常に鳴らなくなる可能性があるため、寿命と言われている10年を目安に「本体ごと」交換しましょう。

✍️ アドバイス

- ・ **消防局による販売や点検などは行っていません。**
- ・ ホームセンターや家電量販店などで購入し、自分で設置することも可能です。
- ・ お店や業者に設置・交換を依頼する場合は、神戸市消防局HPに掲載している「住宅用火災警報器普及協力事業所」を参考にしてください。

住宅用火災警報器普及協力事業所一覧はこちらをご確認ください。→



- ・ 交換する際は、それぞれの警報器が連動して火災の発生を知らせる「連動型」をお勧めします。
- ・ 住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もありますが、その業者の提示する値段や内容について「おかしい」と感じたら、**はっきりとその場で断りましょう。「おかしい」と感じた時は、消費生活センター等に相談しましょう。**

購入場所やお得なクーポンなどの情報は、

神戸市消防局HP



【問い合わせ先】神戸市総合コールセンター
(年中無休 8:00~21:00)

- ・ 電話 : 0570-083330 または 078-333-3330
- ・ FAX : 078-333-3314

身近な人の気づきが大切！

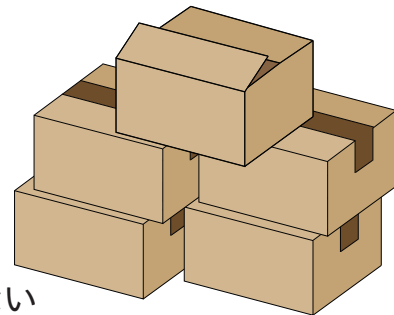
消費者トラブルを防ぐ 見守りポイント



高齢になっても安心して暮らしやすい地域にするためには、周囲の方が高齢者の変化に気づくことが欠かせません。そのためには、普段からご近所同士で声を掛け合うことなど、ゆるやかに見守り合っていくことが大切です。

消費者トラブルを防ぐ見守りポイント

- 見慣れない段ボール・たくさんの新しい商品がある
- 不審な郵便物やカタログ、高額な請求書などがある
- 見慣れない人物・事業者が出入りしている
- スマートフォン・携帯電話を手放さない
- 隠しごとが多くなった・いつもより口数が少ない・落ち着きがない
- 急に羽振りがよくなった・お金を使わなくなった など



あなたが気づいた変化は消費者トラブルによるものかもしれません。トラブルに遭っていると感じた場合は、消費生活センターや警察等に相談するようお声かけをお願いします。

※相談は原則としてご本人（契約者）からお受けしています。ご本人以外からの相談には、一般的なアドバイスをさせていただきますので、改めてご本人からの相談をお願いします。

「夏も終わったことだし…」

エアコンクリーニング のトラブル



■ トラブル事例

1台8,000円というエアコンクリーニングの広告を見て、電話で依頼しました。当日、作業が終わった後に請求されたのは1万5,000円。古いエアコンだったので手間がかかったからと言われ、仕方なく払いました。

■ 事前に料金や補償の確認を！

格安業者に限らず、**依頼前には必ず料金の確認が必要です。**「古い」「自動掃除機能付き」など、料金が変わる条件があることも。エアコンの状態によって違う場合もあるので、当日の作業前にも、聞いている料金のとおりなのか再確認が必要です。

エアコンクリーニングでは、後日、不具合が出ることもあります。必ず、契約書、領収書をもって保管しておきましょう。また、不具合発生時の補償についても確認しておきましょう。

ネットの フリマサイト こんな点に注意！



■ 広がるインターネットのフリマ

「断捨離」という言葉もすっかり定着し、不要なものは売りたい、中古であっても安く買いたいと思う人が多くなり、手軽さから「インターネットのフリマ※サービス」を利用する人が増えてきました。しかし、ネットでの取引は、見えない相手と売ったり買ったりするので、トラブルが発生しやすい構造といえます。

※フリマ=フリーマーケットの略語。不用品を持ち寄って行う蚤の市。

■ フリマアプリ利用上の注意点

フリマアプリ運営業者は売主と買主の取引の場をアプリで提供しているだけで、売買契約は売主、買主の個人間取引が基本です。利用規約にも、運営会社はトラブルに原則介入しないとあります。そのためトラブルは当事者間で話し合っ解決しなければなりません※。お店との取引ではないことを十分理解し、運営会社の利用規約をよく読み、アプリ上での相談方法、困ったときのQ&Aなどを確認しておきましょう。

※フリマアプリなどでの個人間取引については消費生活センターで相談を受けられません。

- 売る時は商品の写真や商品説明で、商品の状態を正確に伝えましょう。丁寧なやり取りを心がけ、正しい発送・梱包方法で送りましょう。
- 買う時は商品の写真や商品説明を十分に確認し、商品到着後、中身や状態を確認し納得してから受取評価をしましょう。

悪質商法や契約トラブルなど、 消費生活に関する相談は神戸市消費生活センターへ

電話相談

消費者
ホットライン **い や や**
188

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）
土日祝：10:00～16:00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

オンライン 相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、
来訪日時を相談員と決定してください。
神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター
ホームページ



よくある相談事例
やトラブル情報は
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから
オンラインで相談